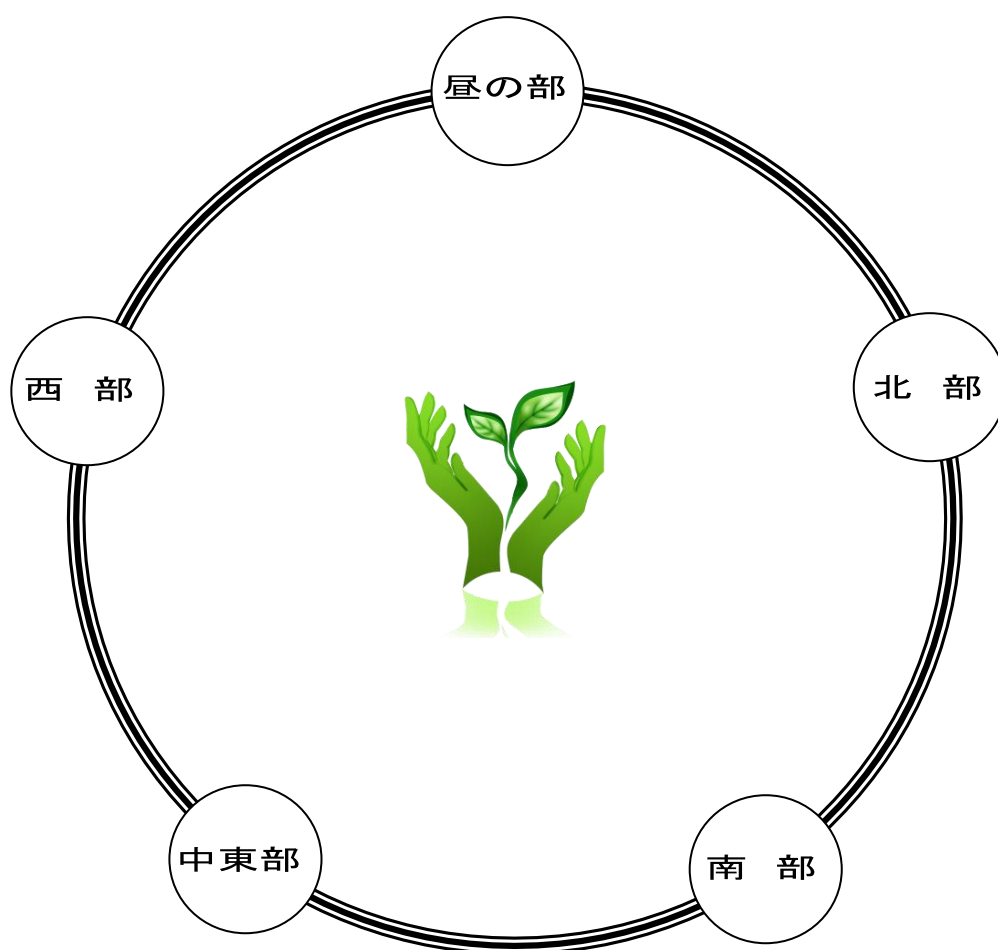


熊本県手話サークルわかぎ熊本グループ
(熊本わかぎ)

2025(令和7)年度 定期総会報告書



2025(令和7)年5月11日

熊本県聴覚障害者情報提供センター

総 会 次 第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 来賓挨拶

4. 総会成立宣言

出席 20 名 + 委任状 75 名 = 計 95 名(会員総数 95 名)

5. 議長選出

議 長： 庄島 真琴 書記： 吉村 瑞

6. 議事

第 1 号議案 2024(令和 6)年度事業報告

第 2 号議案 2024(令和 6)年度会計決算報告及び会計監査報告

第 3 号議案 2025(令和 7)年度事業計画案審議

第 4 号議案 2025(令和 7)年度収支予算案審議

第 5 号議案 役員改選

7. その他、連絡事項

・熊本県手話サークル「わかぎ」総 会・交流会

6 月 15 日(日)10:00~13:00

玉名市民会館会議室(玉名市岩崎 152-2)

・九手連研修会 等

6 月 29 日(日)10:00~15:00

くまもと県民交流館パレアホール

8. 閉会

●総会後学習会

テーマ：

「高齢ろう者おしゃべり交流会の取り組み」

講 師： 熊本市ろう者福祉協会

第1号議案 2024（令和6）年度事業報告

事業総括

今年度は熊本わかぎとしての定例行事のほかに、全九州ろうあ者大会・手話通訳者研修会の熊本での開催、そして熊本市ろう者福祉協会（以下「市ろう協」）が新しく取り組んだ「高齢ろう者のおしゃべり交流会」への積極的な参画もあり、多忙な一年でした。

特に、市ろう協が実施している「高齢ろう者のおしゃべり交流会」への協力は、熊本わかぎ会則第2条（目的）に謳われている「手話を学ぶとともに、聴覚障害者との理解を深め、聴覚障害者が円滑な社会生活を営むことができるよう努力する」ための活動の新しい方向として位置づけることができます。

これまで聴覚障害者、とりわけろう者の困難を軽減するための課題は、まず手話通訳の問題でした。1970年に手話奉仕員養成事業開始されてから、現在までの55年間、当事者や関係者は手話通訳の制度化に情熱的に取り組んできました。それらの果実として全国各自治体で手話言語条例が制定され（4月17日現在587か所で制定）、2022年は、いわゆる情報・コミュニケーション法も成立しました。

しかし、手話通訳制度が整えば、この社会でろう者が生活していく上での全ての問題が解決するわけではありません。私たち手話サークルはもう少しろう者の社会生活を丁寧に見ること、そこから見えてくる課題に取り組むことが求められています。高齢ろう者を支える取り組みもその一環でしょう。

近年、手話サークル活動のマンネリ化が問題になっていますが、ちょっと立ち止まって点検すれば、手話通訳の問題以外にも取り組むべき課題がたくさんあることがわかります。

熊本わかぎは、昼の部と4つの地域サークルによって構成されています。それぞれのサークルの持ち味を活かし、課題を持ち寄りながら共同体としてこれからも多面的な活動を行っていきたいと考えています。

1) 地域活動報告

< 昼の部 >

昼の部は第1・2・3水曜日の午前中にあいぽーと、希望荘、聴障センターのいずれかの会場で活動しています。

令和6年度は33回の活動ができ、参加者はろう者含め30名前後です。

イベントとしては動植物園（5月）、南阿蘇方面（10月）への見学旅行、忘年会のほか、初めてぜんざい会を実施することができました。

また、ろう協主催のソフトバレーボール大会に、昼の部チームを作って参加するなど、楽しく仲良く活動しています。

<中東部>

第1・第3・第4水曜日の夜7時から東部公民館で活動しています。参加者は10～15人で、ろう者の方の参加は2～4人です。

新しい方が増えたこともあって、毎回7時から30～40分ほどは初心者向けの手話学習会をしています。教材は、主にわかぎで制作した手話学習DVDを使っています。その後は、第1水曜は「みるっく」と手話コミュニケーション。そのほかの週は、ろう者の方に講師をお願いしてミニ講話や手話指導をしていただいたり、手話を使ったゲームをしたりしました。第4水曜日に公民館が予約できないときは、東町の庄屋で交流会をしています。

クリスマスにはクッキー作りをしたので、子どもたちの参加もあって楽しく交流することができました。

<北部>

第1・第3水曜日に、龍田公民館で集まっています。悩みは参加者の少なさだったのですが、今年度は、少しずつ増え、最近は常時7～8人の参加となりました。また、ろう者も域外から来てもらえるようになりました。

学習・交流内容は、そのときの顔ぶれやその時期に合わせたものになっていますが、どちらにしても、ろう者との直接的コミュニケーション中心にしたものを心がけています。

新年度からは、第4水曜日も開くことになり、参加者も定着してきましたので、学習・交流内容も計画的に進めることができるようになると思います。

<西部>

西部は花園公民館で第1・第3・第4水曜日夜に活動しています。

毎回7～10名くらい集まっています。

昨年も見学者が時々来られたりと、かなり手話への関心度が高まっているんだなあと思いました。

ただ学びたい方が増えるのは良いことですが、ろう者の参加が1人だけなので、そこが問題点かと感じています。

経験年数も様々なので、会員の方々の意見を参考に学習内容を少しずつ改善出来ればと考えています。

<南部>

令和6年度は、コロナ禍でこしばらくできなかった交流会などのイベントをたくさんやろうということになり、日ごろの活動とともに、いろいろな交流会を計画しました。公民館では、「茗荷まんじゅう作り」「料理交流会（太平燕など）」「クリスマス会」を行いました。夏には、「みずとり」で「食事会」を行い、大いに賑わいました。また、初めての試みで「namco ワンダーシティ南熊本店」で「ボーリング交流会」も行いました。どの活動も、会員が講師となったり、担当になった方が交流会を企画・運営したりと、会員みんなで協力することができました。日頃の活動では、ろう者の手話の読み取りや、手話でのやりとりを大切にしました。ろう者の方々の表現には学ぶことが多く、ろう者の生活や文化も知ることができました。

2)手話通訳

熊本市わかぎ会員の手話通訳活動は、サークル活動の一環として行うものと、障害者総合支援法に基づく手話通訳者派遣事業と団体（公的団体も含む）依頼の手話通訳になります。サークル活動以外の手話通訳のコーディネートは、県聴覚障害者情報提供センター職員が聴覚障害者総合福祉センターに出向して行っていますが、その担当者から実績報告が以下のように届きました。

■派遣事業 2,191件

■団体依頼 510件（主な団体通訳依頼者は下記）

情報提供センター、聾学校およびPTA、障害者関係団体、行政機関・議会、手話講習会（大学・専門学校）、聴覚障害学生が在籍する大学、聴覚障害者を雇用している事業者、講演会等の主催者

<内容別件数>

内容	教育	医療	職業	運免	会議	生相	司法	他	計
R 6	101	1,385	88	22	150	316	4	125	2,191
R 5	77	1,275	87	29	116	418	1	90	2,093
R 4	82	1,222	105	51	349	356	5	86	2,256
R 3	71	1,261	111	20	111	352	9	140	2,075

※ 運免：運転免許 生相：生活相談

3)研修会・学習会

毎月第2水曜日に昼の部を含め各地域会員のための合同学習会を開催しました。

開催日	開催場所	内容
4月10日	中央公民館	手話学習者が苦手な表現「見る・見ない」
5月8日	中央公民館	手話学習者が苦手な表現「行く・行かない」
6月10日	中央公民館	手話学習者が苦手な表現「わかる・わからない」
7月10日	中央公民館	学習会テーマについての話し合い
9月11日	中央公民館	手話学習者が苦手な表現「状況表現」
10月9日	中央公民館	手話学習者が苦手な表現「写真を見て表現」
11月13日	中央公民館	手話学習者が苦手な表現「家庭での出来事」
12月11日	中央公民館	iPadの聴覚障害関係アプリの使い方
1月8日	中央公民館	県わかぎ研修会（森田氏講演）内容の咀嚼
2月12日	中央公民館	米内山氏の手話表現の学習
3月12日	中央公民館	文の意味をつかむ練習「挨拶文」

4)広報

県ろう協の「熊ろう福祉」及び九手連の機関紙へ投稿しました。
会員用の専用メーリングリスト（一般会員用・役員用）を活用して諸イベントや事業についてアップし、情報の共有を行いました。
熊本わかぎ用のホームページの運営を行いました。

5)交流

- ・5月22日、市ろう協との交流会「九品寺Smile」
- ・6月16日、天草市「ここらす」で開かれた「県わかぎ総会」後の交流会に参加。
- ・8月31日、市ろう協主催の「かたらんね」・「納涼会」へ参加。
- ・11月2日、市ろう協主催の「かたらんね」へ参加
- ・2月9日、市ろう協主催の「日帰り旅行」へ参加
- ・その他、昼の部及び地域サークルでの交流会。

6)文化事業

3月16日（日）、市ろう協と合同で「熊本市耳の日ふれあい2025」（テーマ「手話で生きる・手話でつながる」）を熊本市中央公民館7階ホールで開催。午前、熊本在住のデフアート作家である乗富秀人氏と妻和子さん

による講演。午後は、熊本市にある大学の6つの手話サークルと市ろう協・熊本わかぎの活動紹介、それらを受けてパネルディスカッションを行いました。

最後に、手話による絵本の読み聞かせグループ「てとてとてんとうむし」メンバーによって「ぐりとぐら」の絵本を使った手話パフォーマンスが演じられました。参加者は100人を超え大盛況でした。

7) 会議等

< 役員会 >

4月20日（土）、5月18日（土）、6月15日（土）、7月20日（土）、
8月17日（土）、9月29日（日）、10月26日（土）、11月16日（土）、
12月21日（土）、1月19日（日）、2月15日（土）、3月23日（日）

< 合同役員会 >

11月8日（金）市ろう協との合同会議。

< 九州ろうあ者大会・実行委員会・関係会議 >

大会：9月20日～22日（熊本城ホール）

実行委員会等：4月20日、5月26日、6月1日、7月6・13・27日、
8月17・18日、9月7日

< 耳の日事業実行委員会 >

11月22日、12月15日、1月26日、2月23日、3月2・9日

< 高齢ろう者介護福祉推進委員会 >

4月20日、6月22日、7月21日、8月24日、9月29日、8月24日、9月29
日、11月3・17日、12月14日、

< その他の会議等への出席 >

・県わかぎ定期総会（6月18日 天草こくらす）。

・県わかぎ研修会（12月8日 県立大学大ホール）

・県わかぎ理事会

（4月14日、5月25日、8月4日、10月5日、12月1日、2月2日）

・市ろう協の「高齢ろう者介護福祉推進委員会」

（4月20日、6月22日、7月21日、8月24日、9月29日、11月3日、

12月14日、1月26日、2月16日、3月30日)

- ・市ろう協創立60周年記念式典・パーティ6月2日、
- ・市社協障がい部会へ出席(9月11日)
- ・市社協障がい部会研修へ参加(11月13日)
- ・熊本市手話言語条例施策推進委員会へ出席(2月14日)

<特別事業>

NHK厚生文化事業団「わかば基金」の支援を受け、タブレット「iPad mini」を1台購入することができました。iPadのOS(iOS)には聴覚障害理解関係のアプリや手話学習のアプリが豊富にあり、それらを活用して手話講習会や熊本わかぎの合同研修会を行うことができました。

第2号議案 2024（令和6）年度決算報告・監査報告

令和6年度 会計決算報告書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

A 一般会計

収入の部(単位:円)

項 目	5年度 決算	6年度予算 (a)	6年度決算 (b)	増 減 (b-a)	
1. 会 費	342,000	320,000	334,000	14,000	4,000円×77名、2,000円×13名
2. 補 助 金	135,000	135,000	85,000	-50,000	熊本市85,000円
3. 寄 付 金	2,000	0	0	0	わかぎ会員より
4. 雑 収 入	13,286	671	80,098	79,427	NHK「わかば基金」より80,000円、預金利息
5. 繰 越 金	140,980	171,329	171,329	0	前年度より
収 入 合 計	633,266	627,000	670,427	43,427	

支出の部(単位:円)

項 目		5年度 決算	6年度予算 (a)	6年度決算 (b)	増 減 (a-b)	備 考
1 事業費	(1)地域活動費	100,000	130,000	90,000	40,000	地域(東西南北各15,000円,昼の部30,000円)
	(2)研修費	29,550	110,000	24,500	85,500	合同学習会謝金、資料印刷代
	(3)広報費	15,571	50,000	12,093	37,907	メールリスト管理・HP管理費・レンタルサーバー等
	(4)厚生文化費	95,700	80,000	85,350	-5,350	耳の日事業、ボランティア保険
	(5)会議費	107,150	100,000	90,945	9,055	Zoom契約料、役員手当、役員交通費
	(6)事務所借上費	10,000	10,000	10,000	0	聴障センター事務所借上費
	(7)特別事業費	0	10,000	102,555	-92,555	NHKより80,000円の支援金が出たため実質△12,555-
	小 計	357,971	490,000	415,443	74,557	
2 事務費	(1)事務用品費	2,602	15,000	0	15,000	プリンターインク、ラベルシール
	(2)通信連絡費	22,554	25,000	0	25,000	総会用往復ハガキ
	(3)雑費	550	13,000	1,100	11,900	振込手数料
	(4)負担費	70,000	80,000	80,000	0	県わかぎ(1,000円×80名)
	小 計	95,706	133,000	81,100	51,900	
3. 予 備 費	0	4,000	0	4,000		
4. 特別会計繰入	8,260	0	0	0		
支 出 合 計		461,937	627,000	496,543	130,457	

<次年度への繰り越し>

収入合計	支出合計	繰越額
670,427	496,543	173,884

B 特別会計(単位:円)

項 目	収 入	支 出	残 高	備 考
令和5年度より繰越	68,273	0	68,273	
入 金	11,500	0	79,773	テキスト(DVD)代
出 金	0	7,500	72,273	DVDダビング代
合 計	79,773	7,500	72,273	一次年度へ繰越

令和 7 年 4 月 19 日 上記の通り報告します。

会 計 清田 富貴子

上記の報告に相違ありません。

会計監査 松岡 由美子

会計監査 木庭 結雅

第3号議案 2025（令和7）年度 事業計画

はじめに

手話サークル「わかぎ」は1969（昭和44）年に誕生しています。これは、全国ろうあ者大会の熊本開催にあわせ急遽結成されたもので、大会終了と共に自然消滅しています。その1年後再建されますが、また自然消滅し、1974（昭和49）年に再々建されて現在の熊本わかぎの原型ができたとされています。その1974年を熊本わかぎの起点とすると、2025年の今年度は創立して51年になります。本来なら、昨年度に創立50周年の記念行事を行うべきでしたが、全九州ろうあ者大会等もあり多忙さにかまけてできず、1年遅れですが今年度中に50周年の行事を行う予定です。

ただ、昨年度の事業報告でもふれたように手話サークルに求められるものが時代と共に変化してきています。過去のろう者に対する露骨な差別は見られなくなったものの、まだまだ社会参加のための壁はさまざまな場面でみられます。それらを市ろう協と共にひとつずつ解決していく取り組みを行いたいと思います。

昨年度は、市ろう協の「高齢ろう者のおしゃべり交流会」（高齢ろう者デイサービスモデル事業）には、役員及び会員の個人的な関わりが中心でしたが、今年度は熊本わかぎの組織として参画するつもりです。

このほか、今年度も例年同様必要な事業に取り組んでいきます。

1)地域活動

熊本わかぎは、昼の部と、熊本市内を4区分し地域の公民館を拠点とした夜の部に分かれて活動しています。今年度も、それぞれの場でろう者との交流を深め手話学習を行い、きこえないことや手話についての社会的理解を広げる活動を行います。

- ・昼の部（聴障センター・希望荘・あいぽーとなど）
- ・中東部（東部公民館）、西部（花園公民館）、南部（幸田公民館）、北部（龍田公民館）

2)手話通訳活動

ろう者と聴者の意思疎通や情報保障のための手話通訳活動を行います。また手話講習会への協力も行います。

3)研修会・学習会

毎月第2水曜日を、昼の部と地域の集まりの合同学習会とし、聴覚障害や手話技術に関する学習を行います。さらに、他団体の開催する研修会等にも積極的に参加します。またオンラインで県外の団体と結び学習会を企画します。

4)広報

熊本わかぎは、レンタルサーバー契約を行いドメインも取得しホームページを公開しています。それらを活用し災害時を含めて情報提供を行います。また、会員用と役員用のメーリングリストによる情報提供と会員同士の情報共有を行います。

5)交流

各サークルでのろう者との交流のほか、聴覚障害者団体・関連団体との交流を行い、また聴覚障害者の居住する地域社会との交流を図ります。

6)文化事業

耳の日事業等、手話や聴覚障害者についての社会啓発活動を行います。

7)関連組織および団体への協力

県わかぎほか、行政及び障害福祉団体等の事業に協力します。

8)会議

役員会の他、地域代表を加えた拡大役員会を設け定期的に協議をします。市ろう協との合同役員会を適宜開催します。

9)特別事業

- ・熊本わかぎ創立50周年記念事業を行います。
- ・高齢ろう者のおしゃべり交流会に組織として参画します。

10)その他、熊本わかぎの目的に沿った必要な事業を行います。

第4号議案 2025(令和7)年度収支予算

令和7年度 収支予算(案)

令和7年4月1日～令和8年3月31日

収入の部(単位:円)

項 目	6年度 予算(a)	6年度 決算	7年度 予算(b)	増 減 (b-a)	備 考
1. 会 費	320,000	334,000	320,000	0	¥4,000×80名
2. 補 助 金	135,000	85,000	135,000	0	熊本市、熊本市ろう協
3. 寄 付 金	0	0	5,000	5,000	わかぎ会員より
4. 雑 収 入	671	80,098	116	-555	預金利息等
5. 繰 越 金	171,329	171,329	173,884	2,555	令和6年度より繰越金
収 入 合 計	627,000	670,427	634,000	7,000	

支出の部(単位:円)

項 目		6年度 予算(a)	6年度 決算	7年度 予算(b)	増 減 (b-a)	備 考
1 事業費	(1)地域活動費	130,000	90,000	110,000	-20,000	地域活動費助成金 (屋の部¥30,000、東西南北は各¥20,000)
	(2)研修費	110,000	24,500	50,000	-60,000	講師謝金、担当謝金 学習会資料印刷代
	(3)広報費	50,000	12,093	50,000	0	HP管理費、メールリスト管理費 レンタルサーバー、ドメイン使用料等
	(4)厚生文化費	80,000	85,350	90,000	10,000	ボランティア保険料(80名) 耳の日等
	(5)会議費	100,000	90,945	100,000	0	役員交通費、役員手当、Zoom契約料等
	(6)事務所借上費	10,000	10,000	10,000	0	聴障センター事務所借上費
	(7)特別事業費	10,000	102,555	100,000	90,000	「高齢ろう者の集い」支援事業 わかぎ創立50周年記念事業
	小 計	490,000	415,443	510,000	20,000	
2 事務費	(1)事務用品費	15,000	0	15,000	0	総会資料・学習会資料等コピー代、 インク代等
	(2)通信連絡費	25,000	0	10,000	-15,000	通信費
	(3)雑費	13,000	1,100	13,000	0	熊本わかぎ50周年記念事業等
	(4)負担費	80,000	80,000	80,000	0	県わかぎ(80名分)
	小 計	133,000	81,100	118,000	-15,000	
3. 予 備 費		4,000	0	6,000	2,000	
4. 特別会計繰入		0	0	0	0	
支 出 合 計		627,000	496,543	634,000	7,000	

第5号議案 役員改選

【会 長】 小野 康二

【副会長】 木下 剛 ・ 吉村 瑞

【書 記】 木庭 結雅 【書記補佐】 本田 恵美

【会 計】 清田 富貴子 【会計補佐】 松岡 由美子

【監 査】 本田 ひとみ ・ 水民 喜代

【昼の部および地域代表】

昼 の 部	吉村 瑞
中 東 部	水民 喜代
西 部	本田 ひとみ
南 部	雑賀 美智・稲本 奈津紀
北 部	小野 康二

【県わかぎ理事】

小野 康二	清田 富貴子
-------	--------

会 則

第1条（名称および事務所の所在）

本会は熊本県手話サークル“わかぎ”熊本グループ（略称 熊本わかぎ）と称し、事務所を熊本市中央区水前寺6丁目9番4号 熊本聴覚障害者総合福祉センター内におく。

第2条（目的）

本会は手話を学ぶとともに、聴覚障害者との理解を深め、聴覚障害者が円滑な社会生活を営むことができるよう努力することを目的とする。

第3条（事業）

前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 通訳活動
2. サークル内の研修と親睦会
3. 聴覚障害者との交流会
4. 機関誌の発行
5. 他市郡部の手話サークル結成援護
6. その他

第4条（会員）

本会の目的に賛同する者であれば自由に入会でき、会員は正会員・賛助会員とする。ただし、賛助会員は正会員と同じように自由に発言できる。

第5条（総会）

1. 本会は年一回の定期総会を開催する。
2. 会長は必要に応じて臨時総会を開催することができる。
3. 本会の総会は会員の1/2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
4. 本会の総会における決議事項は、出席正会員の過半数の賛成を要する。

決議事項

- 1) 役員の選出
- 2) 事業計画案及び決算の承認
- 3) 事業報告及び決算の承認
- 4) その他

第6条（役員会）

役員会は第3条に定める事業運営のため随時行うものとし、緊急事項（補正予算を含む）総会から委任された事項及び軽微な事項の決定を行う。

第7条（役員）

1. 本会は次の役員をおく。
会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名、会計監査2名、委員若干名
2. 役員の任期は2か年とする。ただし再任は妨げない。

第8条（役員の職務）

1. 会長は本会を代表して会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、不在の場合は代行する。
3. 書記は、総会・例会並びに事業の記録をなし、これを保管する。
4. 会計は会費の徴収・収支の記録をなし、年1回の会計報告をなし、総会において承認を求める。
5. 会計監査は会計を監査する。
6. 委員は議決された事項の執行にあたる。
7. 県わかぎ理事2名については1名は会長、1名は会員の中より総会で選出する。

第9条（会費）

1. 本会の運営は会員の会費、補助金及び寄付金等による。

2. 会費は総会において定められた額とする。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。
ただし、出納閉鎖は翌年4月末日とする。

第11条（変更・改正）

本会会則の改正は総会において出席会員の2／3以上の会員の賛成を要する。

付則1

本会会則は昭和49年9月26日より発効する。

付則2

本会会則は昭和52年4月1日より発効する。

付則3

本会会則は平成2年4月18日より発効する。

付則4

本会会則は令和4年5月29日より発効する。

附則5

本会会則は令和5年5月28日より発効する。